

第 9 回宮城県景観審議会からの修正の概要

1 仙南地域広域景観マスタープラン及び仙南地域広域景観計画 ※資料 6 の P. 4 を参照

第 9 回宮城県景観審議会（H31. 3）で示した案では、仙南地域広域景観計画の中にマスタープラン、広域景観計画の 2 部パートによる構成としていた。修正案では、景観法に基づかない仙南地域広域景観マスタープランと、景観法に基づく仙南地域広域景観計画をそれぞれ別計画として策定する。

それぞれ別計画として策定する理由は、仙南地域広域景観マスタープランは今回の仙南地域広域景観計画に限らず、市町の個別の景観計画など仙南地域で策定されるあらゆる景観計画の参考となるものであることから、仙南地域広域景観計画とは一体とせず、上位の方針として位置づけることが適切なためである。

2 仙南地域広域景観マスタープラン ※修正の詳細は資料 5 を参照

(1) マスタープラン全体

第 9 回宮城県景観審議会（H31. 3）において、景観の表現が弱い、十分でない、また、景観重点区域がどのような過程を経て選定されたものか不明瞭との委員意見を踏まえ修正を図っている。

修正したマスタープランの体系図の考え方（資料 6 マスタープラン P. 5）は、マスタープラン導入部の景観概況（P. 6～36）を質と量の面から整理し直すことで、景観概況を基に分類している景観特性（P. 38～44）の説明に厚みを持たせ、景観特性が色濃く見られるエリアを抽出し（P. 68～73）、それらエリアを地理的なまとまりで整理することによって景観重点区域を抽出する（P. 74～82）という流れを段階的にまとめあげた。また、新たに、景観特性に応じた景観構造（ゾーン）を設け（P. 53～54）、ゾーンごとに景観形成方針を定められるように整理を図るなど（P. 57～66）、マスタープランの各パートの関係性を明確化し、体系的な再整理・再構築を行ったものである。

(2) 景観重点区域名

景観重点区域の選定方法の見直しにより、区域名の変更、区域の統合を行った。

3 仙南地域広域景観計画

(1) 仙南地域広域景観計画における景観計画区域 ※資料 7 を参照

①景観計画区域に含める地区

仙南地域広域景観計画における景観計画区域は、仙南地域で広域的な観点から景観形成の考え方を共有することが重要であることから、区域数は 1 つとし、区域に内包する地区として、マスタープランで選定した景観重点区域（景観形成に取り組むことを検討する大まかな地域）を位置づける。

ただし、自然公園法の許可地域を含む蔵王火山周辺地区、長老湖・横川地区、北原尾地区、青根温泉地区の4地区は景観計画区域の地区とは位置づけない（マスタープラン上の景観形成のための重要地域（景観重点区域）との位置づけは残す）。理由は、現在作業を進めている景観計画の景観形成基準が、自然公園法の許可基準よりも緩やかな基準になることが見込まれ、自然公園法の観点で、すでに景観保全のコントロールが図られているためである。景観計画の景観形成基準と比較して自然公園法の許可基準が厳しいことは、事業実施も容易ではないことでもあり、この点も踏まえて強く実施したいとする事業が出てくるとすれば、それは景観形成の取組のきっかけとなる広域景観計画で想定するものではなく、景観まちづくり上の重点事業となると考えられるため、市町計画に位置づけて実現していけるように県としても支援していく。

<景観計画除外地域の自然公園法の許可地域の状況>

- ・蔵王火山周辺地区はその地区内のほとんどが特別保護地区、特別地域に該当している。また、青根温泉地区はその地区内のすべてが特別地域である。
- ・北原尾地区の国道457号を境に西側は特別保護地区である。東側については、県立自然公園の普通地域として届出が必要なこと、また、現状は農地のため、景観計画区域の各市町の中心部や温泉街などの地区と異なり、今後景観に支障が生じるおそれは低いものと判断し、許可地域と合わせ地区全体を景観計画区域とはしないものである。
- ・長老湖・横川地区の長老湖は特別地域である。横川集落については、県立自然公園の普通地域として届出が必要なこと、また、郊外ののどかな農村のため、景観計画区域の各市町の中心部や温泉街などの地区と異なり、今後景観に支障が生じるおそれは低いものと判断し、許可地域と合わせ地区全体を景観計画区域とはしないものである。

<景観重点区域の見直し>

マスタープラン修正前	
地区数	地区名
1	白石城周辺地区
2	小原温泉周辺地区
3	鎌先温泉周辺地区
4	角田市中心部地区
5	高蔵寺周辺地区
6	七ヶ宿湖周辺地区
7	七ヶ宿街道沿道地区
8	白石川桜並木地区
9	丸森町中心部地区
10	村田町蔵の街並み地区
11	釜房湖周辺地区
12	笹谷街道沿道地区
13	青根温泉地区
14	遠刈田温泉周辺地区
15	蔵王沿道農村集落地区
16	蔵王エコーライン地区
17	北原尾周辺地区
18	長老湖・横川周辺地区



マスタープラン修正後	
地区数	地区名
1	蔵王火山周辺地区
2	長老湖・横川地区
3	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区
4	釜房湖周辺地区
5	川崎町中心部地区
6	丸森町中心部地区
7	角田市中心部地区
8	大河原町・柴田町中心部地区
9	北原尾地区
10	遠刈田温泉・農村集落地区
11	高倉川農村集落地区
12	小原温泉地区
13	鎌先温泉地区
14	青根温泉地区
15	白石市中心部地区
16	村田町中心部地区



仙南地域広域景観計画		
地区数	地区名	市町
1	白石市中心部地区	白石市
2	小原温泉地区	
3	鎌先温泉地区	
4	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	白石市 七ヶ宿町
5	角田市中心部地区	角田市
6	高倉川農村集落地区	
7	遠刈田温泉・農村集落地区	蔵王町
8	大河原町・柴田町中心部地区	大河原町 柴田町
9	村田町中心部地区	村田町
10	川崎町中心部地区	川崎町
11	釜房湖周辺地区	
12	丸森町中心部地区	丸森町

※景観計画区域は、仙南地域広域景観計画区域として1つ。上記は当該区域に含まれる地区。

②景観計画区域の設定等 ※資料7を参照

<資料7の留意点>

景観計画区域設定の考え方に特化して示したものであり、前回会議で示した景観計画の景観形成の目標像や景観形成方針等については、本資料の区域設定の考え方と合わせ、計画全体として今後示す。

第9回宮城県景観審議会において、景観計画区域範囲の設定が不明との委員意見を踏まえ修正を図っている。

まず、「当該区域を指定する目的」欄を設け、マスタープランで整理した景観特性、基本方針の内容を踏まえ、当該地区を指定する目的を明確化した。

次に、地区で見られる景観を説明すべきであったが、その欄がなかったことから、仙南地域らしさを象徴する景観及び地区固有の景観を説明する「地区内で見られる景観（景観の概況）」欄を設け明記するとともに、その中で主な景観を図面上に矢印と写真を入れ視覚的に理解しやすいよう取り入れた。

次に、区域設定の考え方について、マスタープランは、広域的な景観特性が色濃く見られる地区を景観重点区域として大まかに地理的まとまりで選定するところまでが役割であったが、景観計画ではその区域設定の範囲の考え方を示すことが求められる。今回の景観計画区域の考え方の根底には、資料1裏面の「(1) 県と市町の役割分担の考え方」の市町の役割（取組の充実）の終わりに記載したとおり、景観を通した魅力ある地域のまちづくり、景観まちづくりの観点がある。このため、資料7の「区域設定の考え方」欄においては、市町総合計画との土地利用や都市計画マスタープランも考慮の上、個別の考え方として、仙南地域広域景観マスタープランで整理した景観特性が見られる地域やその地域の隣接地などの地域単位がどこかを破線囲いで示し、その集合が一体的に景観まちづくりに取り組んで行く範囲としての景観計画区域となっていることを示した。なお、明確な区域界については、修正前の考え方と変わらず、地形地物とすることを基本とした。

(3) 仙南地域広域景観計画の構成 ※資料1裏面、資料8を参照

構成は資料1裏面の「(3)「仙南地域広域景観計画」の構成と策定方針」に記載のとおりを予定しており、下表は要約したものである。

構成		説明
良好な景観形成に関する方針	基本方針 (全地区共通)	マスタープランで定めた基本理念と基本方針1～6を踏襲する。
	景観形成方針 (各地区別)	各地区が4類型(市街地タイプ、山麓 温泉地タイプ、農村タイプ、自然地タイプ)のいずれの要素を有するかを踏まえ、マスタープランで定めた基本方針1～3に応じた景観形成方針とし、景観の保全形成に必要な最低限の内容として整理する。

行為の制限に関する事項	届出対象行為	広域景観計画であることを踏まえ、全地区共通の緩やかなものを想定している。
	景観形成基準	全地区共通、各地区の特性を踏まえた地区別の2段階構成とする。
景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針		県が定める広域景観計画としては指定しないため、方針は定めない。